

## シナネン健康保険組合

# 高額療養費 「限度額適用認定証」について

高額療養費制度では、患者が請求された医療費の全額を病院窓口で支払い、後で法定自己負担限度額を超えた分が払いもどされます。(償還払い)経済的な負担が、大きくなることが予想される場合は入院。通院に関係なく、70歳未満の方は、事前に申請すると一医療機関ごとに費用の窓口支払額が法定自己負担額までに抑えられます。

### ■ 手続き

申請書に必要事項を記入し、当組合まで提出してください。後日「限度額適用認定証」を交付します。

### ■ 高額医療費の限度額適用について

- ・ 医療機関などを利用して医療費が高額になった場合、必ず「健康保険被保険(扶養)」「限度額適用認定証」を添えて医療機関の窓口提出してください。「限度額適用認定証」は医療費の清算時に返却されます。
- ・ 窓口支払額は、医療機関ごとに1か月につき、法定自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、下記の表に基づき算出されます。

所得区分 (標準報酬月額)	適用区分	自己負担限度額	
830 千円以上	ア	一般	252,600 円+(総医療費-842,000円)×1%
		多数該当	140,100 円
530 千円以上~ 790 千円	イ	一般	167,400 円+(総医療費-558,000円)×1%
		多数該当	93,000 円
280 千円以上~ 500 千円	ウ	一般	80,100 円+(総医療費-267,000円)×1%
		多数該当	44,400 円
260 千円以下	エ	一般	57,600 円
		多数該当	44,400 円
低所得 (市町村民税の非課税者等)	オ	一般	35,400 円
		多数該当	24,600 円

- ・ 入院時の食事療養の標準負担額は対象になりません。
- ・ 多数該当。世帯合算についての取り扱いは、従来どおり償還払いとなります。

### ■ 限度額適用認定証の返却について

次の場合は限度額適用認定証を返却してください。

- ・ 有効期限に達したとき
- ・ 被保険者が資格を喪失したとき。被扶養者でなくなったとき
- ・ 適用対象者が70歳になったとき
- ・ 異動により被保険者証の記号・番号が変更になったとき
- ・ 標準報酬月額の変更により適用区分が変更されたとき

以 上